

放射性同位元素等取扱者の登録手続要領

1. 趣旨

この登録は、九州大学の取扱施設の放射線障害予防規程に基づき行うものである。

2. 対象者

対象者は、本学において、①放射性同位元素、②放射線発生装置、③X線発生装置（加速電圧 1,000kV 以上の電子顕微鏡を含む。）の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者とする。

3. 登録手続

対象者は、次に掲げるところにより登録手続を行うこと。

a. 新規登録の場合

イ. 新規登録申請をしようとする者は、所属部局長（庶務担当係等）に申し出て、「登録申請カード」及び「ガラスバッジ申込書」を入手する。

ロ. 「登録申請カード」及び「ガラスバッジ申込書」に必要事項を記入し（学生にあっては、指導教員の認印を得ること）、所属部局長（庶務担当係等）に提出する。

ハ. 「登録申請カード」を受け付けた所属部局長（庶務担当係等）は、健康診断受診予定者氏名を環境安全管理課に連絡し、問診及び検査（血液、皮膚及び眼）の日程が決まったら、対象者に健康診断受診日を連絡し、「電離放射線健康診断個人票（以下「個人票）」及び「電離放射線健康診断問診票（以下「問診票）」を配付する。

ニ. 対象者は、「個人票」及び「問診票」に必要事項を記入して放射線障害防止血液検査室に持参し、受診する。

ホ. 健康診断の結果（「個人票」及び「問診票」）が所属部局長に送付される。

ヘ. 所属部局長は、「個人票」及び「問診票」の写を対象者に交付する。

ト. 所属部局長は、対象者が健康診断において異常がなく、必要な教育訓練を受講している場合、「登録申請カード」に同意印を押し、管理部局長へ提出する。（必要により取扱者手帳も提出。）

また、「ガラスバッジ申込書」を放射線障害防止血液検査室（別府病院にあっては、別府病院放射線科）に送付する。

チ. 管理部局長は、登録資格を確認し、有資格者について取扱者名簿に登録するとともに、取扱者手帳に登録番号等を記入、又は登録シールを交付する。

b. 登録更新の場合

イ. 登録更新をしようとする者は、所属部局長（庶務担当係等）に申し出て、「登録申請カード」に必要事項を記入し、取扱者手帳とともに所属部局長（庶務担当係等）に提出する。

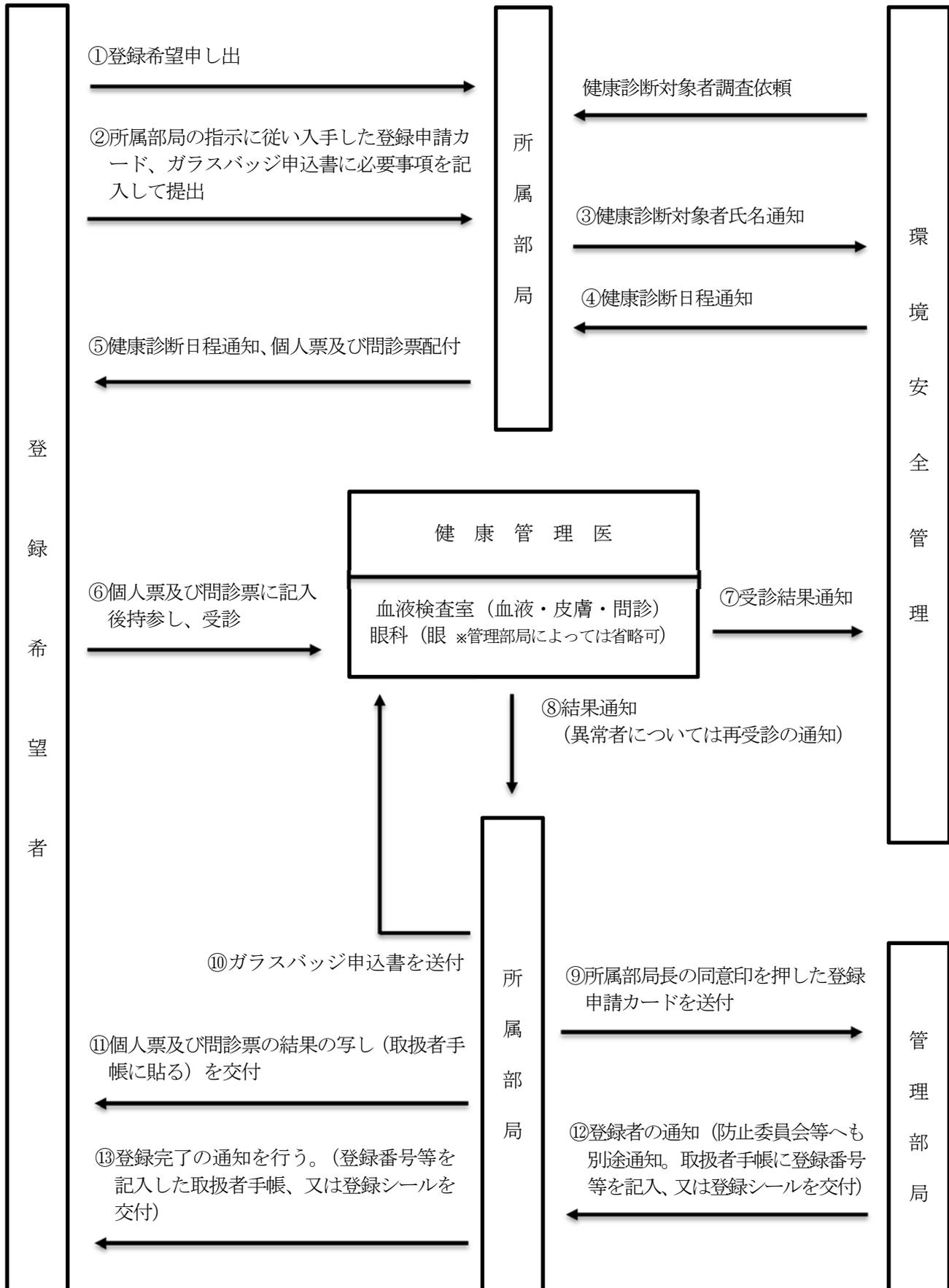
ロ. 所属部局長は、対象者が再教育（X線発生装置のみの取扱者を除く。）を受講していることを確認後、「登録申請カード」に同意印を押し、管理部局長へ提出する。（必要により、取扱者手帳も提出。）

ハ. 管理部局長は、登録資格を確認し、有資格者について取扱者名簿に登録するとともに、取扱者手帳に登録番号等を記入、又は登録シールを交付する。

4. 登録施設

対象者は、登録申請する取扱施設ごとに「登録申請カード」を提出すること。取扱施設については、九州大学放射線障害予防規則別表を参照。

[新規登録の流れ]



[登録更新の流れ]

